

2020年11月6日
沖縄県がん診療連携協議会
幹事長 増田昌人

拠点病院および診療病院における PDCA サイクルの確保について

協議会において、以下の件も含めて、審議事項4で一括したご意見を頂戴したい。

拠点病院および診療病院における PDCA サイクルの確保について、指定要件からは、以下の7つの視点が重要であり、達成が求められている。

また、一方当協議会は、沖縄県と協力し、第3次沖縄県がん対策推進計画の実現に向けても活動しているので、その進捗状況も踏まえて一連の大きな PDCA サイクルとして捉え、かつ確保することが必要である。そのため、審議事項3および4と一緒に審議をお願いします。

1. 各病院で、現況調査の課題認識を院内の関係者で共有しているのか？
2. がん患者の療養生活の質について把握・評価しているのか？
3. Quality Indicator の利用を行っているか？
4. 第三者による評価、拠点病院間の実地調査等を行っているか？
5. 組織的な改善策を講じているか？
6. 拠点病院および診療病院間で、情報共有と相互評価を行っているか？
7. 地域に対してわかりやすく広報しているか？

参考：PDCA サイクルの確保について、拠点病院および診療病院に求められる項目

1. 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際には、Quality Indicator の利用や、第三者による評価、拠点病院間の実地調査等を用いる等、工夫をすること。
2. これらの実施状況につき都道府県拠点病院を中心に都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報すること。

参考：PDCA サイクルの確保について、県拠点病院に特別に求められる項目

都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院における PDCA サイクルの確保について、当該都道府県内の取組について情報の取りまとめを行う等、中心となって情報共有と相互評価を行い、地域に対してわかりやすく広報すること。

＜拠点病院 整備指針 PDCA サイクルの確保に関する部分の抜粋＞

健発 0731 第 1 号

平成 30 年 7 月 31 日

各都道府県知事 殿
厚生労働省健康局長
(公印省略)

がん診療連携拠点病院等の整備について

以下、省略

がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針

I がん診療連携拠点病院等の指定について

省略

II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

- 1 診療体制 略
- 2 診療実績 略
- 3 研修の実施体制 略
- 4 情報の収集提供体制 略
- 5 臨床研究及び調査研究 略

6 PDCA サイクルの確保

(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際には、Quality Indicator (以下「Q I」という。)の利用や、第三者による評価、拠点病院間の実地調査等を用いる等、工夫をすること。

(2) これらの実施状況につき都道府県拠点病院を中心に都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報すること。

- 7 医療に係る安全管理 略
- 8 地域拠点病院（高度型）の指定要件について

Ⅲ 特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件について

省略

Ⅳ 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について

都道府県拠点病院は、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、P D C Aサイクルの確保に関し中心的な役割を担い、Ⅱの地域拠点病院の指定要件に加え、次の要件を満たすこと。ただし、特定機能病院を都道府県拠点病院として指定する場合には、Ⅲの特定機能病院を地域拠点病院として指定する場合の指定要件に加え、次の要件（３の（１）、（２）を除く。）を満たすこと。

- 1 都道府県における診療機能強化に向けた要件
- 2 都道府県における相談支援機能強化に向けた要件 略
- 3 都道府県拠点病院の診療機能強化に向けた要件 略
- 4 院内がん登録の質的向上に向けた要件 略

5 P D C Aサイクルの確保

Ⅱの６の（２）に規定する、都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院におけるP D C Aサイクルの確保について、当該都道府県内の取組について情報の取りまとめを行う等、中心となって情報共有と相互評価を行い、地域に対してわかりやすく広報すること。

- 6 医療に係る安全管理 略

Ⅴ 国立がん研究センターの中央病院及び東病院の指定要件について

省略

Ⅵ 特定領域がん診療連携拠点病院の指定要件について

省略

Ⅶ 地域がん診療病院の指定要件について

- 1 診療体制 略
- 2 診療実績 略
- 3 研修の実施体制 略
- 4 相談支援・情報提供・院内がん登録 略

5 P D C Aサイクルの確保

（１）自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際にはQ Iの利用や、第三者による評価、拠点病院間の実地調査等を用いる等、工夫をすること。

（２）これらの実施状況につき都道府県拠点病院を中心に都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報すること。

- 6 医療に係る安全管理 略

VIII 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について
省略